

# 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

平成 30 年 5 月 16 日

日本司法支援センター 理事長 板 東 久美子

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 平成 30 年度被災地出張所（宮城県、福島県及び岩手県）  
自動車運行管理業務一式

(2) 内 訳

ア 宮城県（3 か所）南三陸、山元及び東松島出張所における自動車運行管理業務

イ 福島県（2 か所）二本松及びふたば出張所における自動車運行管理業務

ウ 岩手県（2 か所）大槌及び気仙出張所における自動車運行管理業務

(3) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による

(4) 納入期限及び場所 仕様書のとおり

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 一般社団法人日本自動車運行管理協会の正会員であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること、又は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を受けていること、又は、同等の体制を有していること。

## 3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

日本司法支援センター 総務部財務会計課（担当：矢野）

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階

電話 050-3381-1573

## 4 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布条件

入札公告日から平成 30 年 5 月 29 日（火）17 時 00 分まで

上記 3 の場所及び当センターウェブサイト上

上記 2 の競争参加資格を有し、提出期限までに必要書類の提出が可能であること。

## 6 入札日時及び場所

(1) 日時 平成 30 年 6 月 8 日（金）

ア 宮城県（3 か所） 14 時 00 分

イ 福島県（2 か所） 14 時 30 分

ウ 岩手県（2か所） 15時00分  
（2）場所 上記3の場所（第2会議室）

7 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

詳細は、入札説明書、仕様書による。

平成30年度被災地出張所(宮城県、福島県及び岩手県)自動車運行管理業務一式

期 日	業 務 内 容	備 考
5月16日 水	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示  入札説明会は実施しない	
5月21日 月 17:00	質問書提出期限	
5月25日 金 17:00	質問書回答期限	
5月29日 火 17:00	履行確約書等提出期限	
6月5日 火 17:00	入札参加可否通知	
6月8日 金 14:00 ほか	入札書締切・開札・落札者決定	本部第2会議室

# 入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、本書記載事項、別添契約書（案）及び当方提示事項等を熟知の上、入札すること。

## 1 入札事項

平成 30 年度被災地出張所（宮城県、福島県及び岩手県）

自動車運行管理業務一式

（内訳）

ア 宮城県（3 か所）南三陸、山元及び東松島出張所における自動車運行管理業務

イ 福島県（2 か所）二本松及びふたば出張所における自動車運行管理業務

ウ 岩手県（2 か所）大槌及び気仙出張所における自動車運行管理業務

## 2 仕様 別添仕様書のとおり

## 3 入札日時及び場所

（日時） 平成 30 年 6 月 8 日（金）

ア 宮城県（3 か所） 14 時 00 分

イ 福島県（2 か所） 14 時 30 分

ウ 岩手県（2 か所） 15 時 00 分

（場所） 日本司法支援センター 本部第二会議室（担当：矢野）

〒164-8721

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階

電話 050-3381-1573

## 4 契約予定日 平成 30 年 6 月 8 日（予定）

## 5 履行期限 別添仕様書のとおり

## 6 参加資格

（1） 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要

な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 一般社団法人日本自動車運行管理協会の正会員であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること、又は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)適合性評価制度による認証を受けていること、又は、同等の体制を有していること。

## 7 入札参加条件

入札参加者(以下「入札者」という。)は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参(休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで)又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着)により提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成30年6月5日(火)17時00分までにファックス又はメールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

- (1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面(別添「履行確約書」参照)…………… 各県ごとに1部
- (2) 一般社団法人日本自動車運行管理協会の正会員であることを証する書面の写し…………… 各県ごとに1部
- (3) 平成28・29・30年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知」の写し…………… 各県ごとに1部
- (4) 「結果通知書」(別添参照)…………… 各県ごとに1部
- (5) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」…………… 各県ごとに1部

表題は「価格証明書」とし、本件業務に係る経費について、値引きを考慮しない定価ベースによる積算内訳(できるだけ詳細に単価、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、本件業務に係る合計額(各県における単価)を記載すること。)を記載し、入札者が署名又は押印を行うこと。

- (6) 「暴力団排除に関する誓約書」(別添書式による)…………… 各県ごとに1部

提出期限 平成30年5月29日（火）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部総務部財務会計課（担当：矢野）

8 入札書は以下に掲げる用紙（入札書）を使用し、前記3入札日時及び場所において、持参して提出すること。

（1）入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の場合は、「入札書（本人用）」

（2）入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の代理人の場合は、「入札書（代理人用）」

9 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

10 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状（各県ごとに1部）を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。

11 入札は、宮城県、福島県及び岩手県の各県ごとに行うので、入札金額については、各県ごとに月額単価を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

12 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（1）入札参加資格のない入札者による入札

（2）入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

（3）入札金額、数量、単価が訂正されているもの

（4）入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

（5）入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの

（6）暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

（7）その他入札に関する条件に違反したもの

- 13 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認めない。  
なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量、単価は除く。）を訂正するときには、当該訂正部分に押印をしなければならない。
- 14 開札は、入札実行者の面前で行う。
- 15 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる
- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- 16 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- 17 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 18 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。  
なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。
- 19 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。
- 20 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- 21 本件入札に関する質問については、軽微な質問に関しては後記 22 の担当者において電話等で受け付けるが、例えば入札価格の積算に影響するような重要な質問については、後記質問書提出期限までに担当者宛て質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 平成 30 年 5 月 21 日（月）17 時 00 分

質問書回答期限 平成 30 年 5 月 25 日（金）17 時 00 分

22 本件入札に関する問合せ先

日本司法支援センター本部総務部財務会計課 担当：矢野

電話番号 : 050-3381-1573

F A X 番号 : 03-5358-1058

E - m a i l : zaimukaikei@houterasu.or.jp

## 被災地出張所（宮城県3か所）自動車運行管理業務請負契約一式仕様書

本仕様書は、日本司法支援センター（以下「当センター」という。）宮城地方事務所南三陸出張所ほか2か所（別添のとおり）に配備されている自動車の自動車運行管理業務（以下「業務」という。）の遂行に適用するものであり、請負人は、本仕様書に定めるところにより、交通に関する法令を遵守し、安全かつ確実に業務を行うこととする。

また、管理車両等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務以外の目的に使用してはならない。

### 1 業務の請負期間

業務の請負期間は、各出張所とも平成30年7月1日から平成31年3月31日までとする。

### 2 業務の範囲

- (1) 管理車両の日常点検整備（車両の清掃・洗車等の作業も含む。）
- (2) 管理車両の運転及びこれに付帯する業務（原則として管理車両の運転とするが、別車両を運転する場合もある。）
- (3) 燃料の給油
- (4) 消耗品の保管・管理
- (5) 備品の保管・管理
- (6) 業務遂行中における事故処理に関する全般
- (7) 管理車両の自動車保険（任意保険）に関する全般
- (8) 管理車両の管理、整備に関する事項
- (9) その他前各号に付帯する事項

### 3 車両管理者

請負人は、各出張所に、それぞれ以下の条件を満たす車両管理者を常駐させること。

- (1) 常駐人数は各出張所1名とする（常駐期間は業務請負期間に準じる。）。
- (2) 車両管理者は、65歳未満の普通自動車運転免許を有する者で、かつ、社内研修等により運行管理に関する技術・知識を身に付けている者であること。なお、車両管理者が病気その他の事情により業務を遂行できない場合には、代替者を配置すること。





る日にも業務を依頼する場合もある。

## 7 業務時間

各出張所に配置された車両管理者が業務を行う時間は、原則として別添のとおりとする。ただし、この時間帯を超えて又は変更して業務を依頼する場合もある。

## 8 車両管理者の想定日常業務

車両管理者は、仙台市青葉区内の管理車両保管場所からそれぞれ乗務を開始し、定時に同区内当センターが指定する場所を経由の上、南三陸、山元及び東松島の各出張所に向けて管理車両を運行し、各出張所に到着後、あらかじめ定められた当日の運行計画に基づき、管理車両を運行する。その後、業務終了時にはそれぞれ定時に各出張所を出発し、仙台市青葉区内の当センターが指定する場所を経由の上、同区内の管理車両保管場所（上記と同じ）へ車両を保管・施錠の上乗務を終了する。

## 9 費用等の負担

- (1) 本業務で管理する車両に係る次の事項を履行するときは、あらかじめ当センターと協議の上行うものとし、これに要する費用は当センターの負担とする。
  - ① 車両の運行に際し必要となる有料道路通行料
  - ② 燃料代
  - ③ 車検及び定期点検整備料（車検及び定期点検整備に必要な油脂類並びに消耗品を含む。）
  - ④ タイヤ、バッテリー、エンジンオイルの交換、カーエアコンの修理調整
  - ⑤ 前各号以外で請負人の責任によらない修理等（ただし、下記(2)②に該当するものを除く。）
- (2) 本業務で管理する車両に係る次の事項については、請負人がその負担において行うものとする。
  - ① 車両の日常的な管理・清掃に必要な消耗品・用具類（ウィンドウォッシャー液、バッテリー液、ガラスクリーナー、くもり止め、ワックス・洗車ブラシ等洗車関連用品）の購入
  - ② 管理車両に係る事故の際の補償

## 10 対価の支払

- (1) 対価の支払は、請負人からの毎月の請求に基づき行うものとし、内訳は、月額基本料、下記(3)及び(4)により算出された管理料並びに上記9(1)に定める費用

とする。

- (2) 請負人の都合により本業務を履行できなかった日、又は時間があったときは、請負契約締結後に当センターと請負者の協議にて定める金額を月額基本料から控除する。ただし、やむを得ない理由により業務の履行ができないと認める場合は、この限りではない。
- (3) 時間外管理料は、1か月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。なお、時間外管理料の契約単価（1時間当たり）は別途算出することとし、〔別表〕計算式により算出された金額以下とする。
- (4) 休日等に業務を行ったとき及び宿泊を伴ったときは、〔別表〕に定める休日管理料又は宿泊管理料を支払うものとする。

## 11 事故等報告

- (1) 車両管理者は、業務履行中に交通事故が発生したときは、事故の原因が車両管理者の責に帰すべき事由であるか否かを問わず、速やかにその状況を当センターに報告すること。
- (2) 前号の規定は、予定の時間を大幅に超過して目的の場所に到達した場合にも適用する。この場合において、あらかじめ大幅な時間超過が見込まれる場合については、事前に当センターにその旨を報告すること。
- (3) 当センターは、上記(1)及び(2)の報告を受けた場合において、当該事故等の発生の原因が、車両管理者の資質によるものと認められるときは、請負人に対し、当該車両管理者に対して講ずる措置の内容を報告させることができる。
- (4) 業務中に認識した管理車両の不具合や車両の制動に関わる事由、その他適正な業務を行う上で必要と思慮する事由については、当センターへ適宜報告すること。

## 12 秘密の保持

- (1) 請負人は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 請負人が業務中に知り得た情報は全て当センターに帰属するものであり、知り得た情報を業務外にて使用することはいかなる場合も許されない。

## 13 その他

その他業務の遂行に必要な事項及び本仕様書に定めのない事項は、当センターと請負人の協議に基づき定めることとする。

〔別表〕

南三陸出張所における時間外管理料等

(税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間当たり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (10 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (10 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (10 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (10 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.60$	円

山元出張所における時間外管理料等

(税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間当たり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.60$	円

東松島出張所における時間外管理料等 (税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間あたり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (8 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.60$	円

宿泊管理料 (3出張所共通) (税込)

宿 泊 管 理 料	宿泊費	1泊につき	7,800円
	宿泊雑費	1泊につき	850円

## 別添

	地方 事務所	出張所	住 所	業務時間
1	宮城	南三陸出張所	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	8:15~18:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)
2		山元出張所	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	8:30~17:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)
3		東松島出張所	東松島市矢本字大溜1-1	8:30~17:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)

## 被災地出張所（福島県2か所）自動車運行管理業務請負契約一式仕様書

本仕様書は、日本司法支援センター（以下「当センター」という。）福島地方事務所二本松出張所ほか1か所（別添のとおり）に配備されている自動車の自動車運行管理業務（以下「業務」という。）の遂行に適用するものであり、請負人は、本仕様書に定めるところにより、交通に関する法令を遵守し、安全かつ確実に業務を行うこととする。

また、管理車両等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務以外の目的に使用してはならない。

### 1 業務の請負期間

業務の請負期間は、各出張所とも平成30年7月1日から平成31年3月31日までとする。

### 2 業務の範囲

- (1) 管理車両の日常点検整備（車両の清掃・洗車等の作業も含む。）
- (2) 管理車両の運転及びこれに付帯する業務（原則として管理車両の運転とするが、別車両を運転する場合もある。）
- (3) 燃料の給油
- (4) 消耗品の保管・管理
- (5) 備品の保管・管理
- (6) 業務遂行中における事故処理に関する全般
- (7) 管理車両の自動車保険（任意保険）に関する全般
- (8) 管理車両の管理、整備に関する事項
- (9) その他前各号に付帯する事項

### 3 車両管理者

請負人は、各出張所に、それぞれ以下の条件を満たす車両管理者を常駐させること。

- (1) 常駐人数は各出張所1名とする（常駐期間は業務請負期間に準じる。）。
- (2) 車両管理者は、65歳未満の普通自動車運転免許を有する者で、かつ、社内研修等により運行管理に関する技術・知識を身に付けている者であること。なお、車両管理者が病気その他の事情により業務を遂行できない場合には、代替者を配置すること。





る。

※行政機関の休日に関する法律第1条に定める日に業務を依頼する場合がある。

- (2) ふたば出張所での業務を行う日は、原則として行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除き、1週間を基準としてそのうちの3日とする。具体的な業務日は業務の状況により1週間ごとにその都度決定する。ただし、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日にも業務を依頼する場合もある。

## 7 業務時間

各出張所に配置された車両管理者が業務を行う時間は、原則として別添のとおりとする。ただし、この時間帯を超えて又は変更して業務を依頼する場合もある。

## 8 車両管理者の想定日常業務

- (1) 二本松出張所における車両管理者は、あらかじめ定められた当日の運行計画に基づき、管理車両を運転する。ただし、あらかじめ当センターが指定した日については、二本松市内の管理車両保管場所から乗務を開始し、定まった時間に福島市又は郡山市内の当センターが指定する場所に赴き、二本松出張所に向けて管理車両を運行し、出張所到着後、あらかじめ定められた当日の運行計画に基づき、管理車両を運転する。その後、業務終了時には、二本松市内の管理車両保管場所へ車両を保管・施錠の上、乗務を終了する。ただし、あらかじめ当センターが指定した日は、管理車両により定時に出張所を出発し、福島市又は郡山市内の当センターが指定する場所に赴き、二本松市内の管理車両保管場所へ車両を保管・施錠の上、乗務を終了する。
- (2) ふたば出張所における車両管理者は、管理車両により福島県内の当センターが指定する市町村の場所へ赴き、広野町内の管理車両保管場所へ車両を保管・施錠の上、乗務を終了する。

## 9 費用等の負担

- (1) 本業務で管理する車両に係る次の事項を履行するときは、あらかじめ当センターと協議の上行うものとし、これに要する費用は当センターの負担とする。
- ① 車両の運行に際し必要となる有料道路通行料
  - ② 燃料代
  - ③ 車検及び定期点検整備料（車検及び定期点検整備に必要な油脂類並びに消耗品を含む。）
  - ④ タイヤ、バッテリー、エンジンオイルの交換、カーエアコンの修理調整

- ⑤ 前各号以外で請負人の責任によらない修理等（ただし、第2項②に該当するものを除く。）
- (2) 本業務で管理する車両に係る次の事項については、請負人がその負担において行うものとする。
  - ① 車両の日常的な管理・清掃に必要な消耗品・用具類（ウィンドウォッシャー液、バッテリー液、ガラスクリーナー、くもり止め、ワックス・洗車ブラシ等洗車関連用品）の購入
  - ② 管理車両に係る事故の際の補償

## 10 対価の支払

- (1) 対価の支払は、請負人からの毎月の請求に基づき行うものとし、内訳は、月額基本料、下記(3)及び(4)により算出された管理料並びに上記9(1)に定める費用とする。
- (2) 請負人の都合により本業務を履行できなかつた日、又は時間があつたときは、請負契約締結後に当センターと請負者の協議にて定める金額を月額基本料から控除する。ただし、やむを得ない理由により業務の履行ができないと認める場合は、この限りではない。
- (3) 時間外管理料は、1か月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。なお、時間外管理料の契約単価（1時間当たり）は別途算出することとし、〔別表〕計算式により算出された金額以下とする。
- (4) 休日等に業務を行ったとき及び宿泊を伴ったときは、〔別表〕に定める休日管理料又は宿泊管理料を支払うものとする。

## 11 事故等報告

- (1) 車両管理者は、業務履行中に交通事故が発生したときは、事故の原因が車両管理者の責に帰すべき事由であるか否かを問わず、速やかにその状況を当センターに報告すること。
- (2) 前号の規定は、予定の時間を大幅に超過して目的の場所に到達した場合にも適用する。この場合において、あらかじめ大幅な時間超過が見込まれる場合については、事前に当センターにその旨を報告すること。
- (3) 当センターは、上記(1)及び(2)の報告を受けた場合において、当該事故等の発生の原因が、車両管理者の資質によるものと認められるときは、請負人に対し、当該車両管理者に対して講ずる措置の内容を報告させることができる。

- (4) 業務中に認識した管理車両の不具合や車両の制動に関わる事由、その他適正な業務を行う上で必要と思慮する事由については、当センターへ適宜報告すること。

## 12 秘密の保持

- (1) 請負人は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 請負人が業務中に知り得た情報は全て当センターに帰属するものであり、知り得た情報を業務外にて使用することはいかなる場合も許されない。

## 13 その他

その他業務の遂行に必要な事項及び本仕様書に定めのない事項は、当センターと請負人の協議に基づき定めることとする。

〔別表〕

二本松出張所における時間外管理料等

(税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間当たり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 4 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 4 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 4 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ か月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 4 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.60$	円

ふたば出張所における時間外管理料等

(税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間当たり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (7.5 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日} \times 52 \text{ 週}) \times 1.60$	円

宿泊管理料 (2出張所共通)

(税込)

宿 泊 管 理 料	宿泊費	1泊につき	7,800円
	宿泊雑費	1泊につき	850円

## 別添

	地方 事務所	出張所	住 所	業務時間
1	福島	二本松出張所	二本松市本町1丁目60番地2	9:00~17:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)
2		ふたば出張所	双葉郡広野町広洋台1丁目1-89	9:00~17:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)

## 被災地出張所（岩手県2か所）自動車運行管理業務請負契約一式仕様書

本仕様書は、日本司法支援センター（以下「当センター」という。）岩手地方事務所大槌出張所ほか1か所（別添のとおり）に配備されている自動車の自動車運行管理業務（以下「業務」という。）の遂行に適用するものであり、請負人は、本仕様書に定めるところにより、交通に関する法令を遵守し、安全かつ確実に業務を行うこととする。

また、管理車両等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務以外の目的に使用してはならない。

### 1 業務の請負期間

業務の請負期間は、各出張所とも平成30年7月1日から平成31年3月31日までとする。

### 2 業務の範囲

- (1) 管理車両の日常点検整備（車両の清掃・洗車等の作業も含む。）
- (2) 管理車両の運転及びこれに付帯する業務（原則として管理車両の運転とするが、別車両を運転する場合もある。）
- (3) 燃料の給油
- (4) 消耗品の保管・管理
- (5) 備品の保管・管理
- (6) 業務遂行中における事故処理に関する全般
- (7) 管理車両の自動車保険（任意保険）に関する全般
- (8) 管理車両の管理、整備に関する事項
- (9) その他前各号に付帯する事項

### 3 車両管理者

請負人は、各出張所に、それぞれ以下の条件を満たす車両管理者を常駐させること。

- (1) 常駐人数は各出張所1名とする（常駐期間は業務請負期間に準じる。）。
- (2) 車両管理者は、65歳未満の普通自動車運転免許を有する者で、かつ、社内研修等により運行管理に関する技術・知識を身に付けている者であること。なお、車両管理者が病気その他の事情により業務を遂行できない場合には、代替者を配置すること。



日は業務の状況により1週間ごとにその都度決定する。ただし、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日にも業務を依頼する場合もある。

- (2) 気仙出張所での業務を行う日は、原則として行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除き、1週間を基準としてそのうちの3日とする。具体的な業務日は業務の状況により1週間ごとにその都度決定する。ただし、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日にも業務を依頼する場合もある。

## 7 業務時間

各出張所に配置された車両管理者が業務を行う時間は、原則として別添のとおりとする。ただし、この時間帯を超えて又は変更して業務を依頼する場合もある。

## 8 車両管理者の想定日常業務

- (1) 大槌出張所における車両管理者は、管理車両により岩手県内の当センターが指定する市町村の場所へ赴き、大槌町内の管理車両保管場所へ車両を保管・施錠の上、乗務を終了する。
- (2) 気仙出張所における車両管理者は、管理車両により岩手県内の当センターが指定する市町村の場所へ赴き、大船渡市内の管理車両保管場所へ車両を保管・施錠の上、乗務を終了する。

## 9 費用等の負担

- (1) 本業務で管理する車両に係る次の事項を履行するときは、あらかじめ当センターと協議の上行うものとし、これに要する費用は当センターの負担とする。
- ① 車両の運行に際し必要となる有料道路通行料
  - ② 燃料代
  - ③ 車検及び定期点検整備料（車検及び定期点検整備に必要な油脂類並びに消耗品を含む。）
  - ④ タイヤ、バッテリー、エンジンオイルの交換、カーエアコンの修理調整
  - ⑤ 前各号以外で請負人の責任によらない修理等（ただし、第2項②に該当するものを除く。）
- (2) 本業務で管理する車両に係る次の事項については、請負人がその負担において行うものとする。
- ① 車両の日常的な管理・清掃に必要な消耗品・用具類（ウィンドウォッシャー液、バッテリー液、ガラスクリーナー、くもり止め、ワックス・洗車ブラシ等洗車関連用品）の購入



## ② 管理車両に係る事故の際の補償

### 10 対価の支払

- (1) 対価の支払は、請負人からの毎月の請求に基づき行うものとし、内訳は、月額基本料、下記(3)及び(4)により算出された管理料並びに上記9(1)に定める費用とする。
- (2) 請負人の都合により本業務を履行できなかった日、又は時間があったときは、請負契約締結後に当センターと請負者の協議にて定める金額を月額基本料から控除する。ただし、やむを得ない理由により業務の履行ができないと認める場合は、この限りではない。
- (3) 時間外管理料は、1か月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。なお、時間外管理料の契約単価(1時間当たり)は別途算出することとし、〔別表〕計算式により算出された金額以下とする。
- (4) 休日等に業務を行ったとき及び宿泊を伴ったときは、〔別表〕に定める休日管理料又は宿泊管理料を支払うものとする。

### 11 事故等報告

- (1) 車両管理者は、業務履行中に交通事故が発生したときは、事故の原因が車両管理者の責に帰すべき事由であるか否かを問わず、速やかにその状況を当センターに報告すること。
- (2) 前号の規定は、予定の時間を大幅に超過して目的の場所に到達した場合にも適用する。この場合において、あらかじめ大幅な時間超過が見込まれる場合については、事前に当センターにその旨を報告すること。
- (3) 当センターは、上記(1)及び(2)の報告を受けた場合において、当該事故等の発生の原因が、車両管理者の資質によるものと認められるときは、請負人に対し、当該車両管理者に対して講ずる措置の内容を報告させることができる。
- (4) 業務中に認識した管理車両の不具合や車両の制動に関わる事由、その他適正な業務を行う上で必要と思慮する事由については、当センターへ適宜報告すること。

### 12 秘密の保持

- (1) 請負人は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 請負人が業務中に知り得た情報は全て当センターに帰属するものであり、知り

得た情報を業務外にて使用することはいかなる場合も許されない。

### 13 その他

その他業務の遂行に必要な事項及び本仕様書に定めのない事項は、当センターと請負人の協議に基づき定めることとする。

〔別表〕

大槌出張所における時間外管理料等 (税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間当たり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 4 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 4 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 4 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 4 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.60$	円

気仙出張所における時間外管理料等 (税込)

	計算式 (円未満は切り捨て)	単価/1時間当たり
時間外	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 3 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.25$	円
休日	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 3 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.35$	円
平日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 3 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.50$	円
休日深夜 (22時から翌朝5時まで)	$(\text{月額基本料} \times 12 \text{ヶ月}) \div (7.5 \text{時間} \times 3 \text{日} \times 52 \text{週}) \times 1.60$	円

宿泊管理料（2出張所共通）

（税込）

宿 泊 管 理 料	宿泊費	1泊につき	7,800 円
	宿泊雑費	1泊につき	850 円

## 別添

	地方 事務所	出張所	住 所	業務時間
1	岩手	大槌出張所	上閉伊郡大槌町上町1-3	9:00~17:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)
2		気仙出張所	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	9:00~17:30 (うち当センターが指定する ところの1時間は除く。)

## 仕様書に関する質問について

質問期限 平成 30 年 5 月 21 日（月）17 時 00 分  
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）。  
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：矢野）  
〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2  
ハーモニータワー 8 階  
電話 050-3381-1573  
F A X 03-5358-1058  
E-m a i l zaimukaikei@houterasu.or.jp

提出方法 メール（エクセルファイル）による。  
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送って下さい。  
例）【入札】「平成30年度被災地出張所（宮城県、福島県及び岩手県）自動車運行管理業務一式 仕様書に関する質問について」〇〇社

記

質 問 書

日 付 平成 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-m a i l

項番	区 分	質 問 事 項
1	[〇〇県] 仕様書 1（1）	「……」について (内容は簡潔にまとめる)

用紙規格：日本工業規格 A 列 4 番縦長横書き

【 参考 】

日本司法支援センター理事長 殿

履 行 確 約 書 (例)

当社は、平成30年5月16日公告の「平成30年度被災地出張所( 県)  
自動車運行管理業務一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った  
場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確  
約いたします。

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印



# 入 札 書

(本人用)

入札物件名

平成30年度被災地出張所（宮城県）自動車運行  
管理業務一式

① + ② + ③

月額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(税抜価格)

(内訳)

南三陸出張所	月額	円	・・・①
山元出張所	月額	円	・・・②
東松島出張所	月額	円	・・・③

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏

印



# 入 札 書

(代理人用)

入札物件名

平成30年度被災地出張所（宮城県）自動車運行  
管理業務一式

	①	+	②	+	③														
	億		千万		百万		十万		万		千		百		十		円		
月額																			

(税抜価格)

(内訳)

南三陸出張所	月額	円	・・・①
山元出張所	月額	円	・・・②
東松島出張所	月額	円	・・・③

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター一理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

# 入 札 書

(本人用)

入札物件名

平成30年度被災地出張所（福島県）自動車運行  
管理業務一式

① + ②

月額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(税抜価格)

(内訳)

二本松出張所	月額	円	・・・①
ふたば出張所	月額	円	・・・②

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

# 入 札 書

(代理人用)

入札物件名

平成30年度被災地出張所（福島県）自動車運行  
管理業務一式

① + ②

月額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(税抜価格)

(内訳)

二本松出張所	月額	円	・・・①
ふたば出張所	月額	円	・・・②

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

# 入 札 書

(本人用)

入札物件名

平成30年度被災地出張所（岩手県）自動車運行  
管理業務一式

① + ②

月額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(税抜価格)

(内訳)

大槌出張所	月額	円	・・・①
気仙出張所	月額	円	・・・②

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

# 入 札 書

(代理人用)

入札物件名

平成30年度被災地出張所（岩手県）自動車運行  
管理業務一式

① + ②

月額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(税抜価格)

(内訳)

大槌出張所	月額	円	・・・①
気仙出張所	月額	円	・・・②

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代理人氏名

印

# 委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、日本司法支援センター「平成 30 年度被災地出張所( 県)  
自動車運行管理業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 30 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所

氏名

代理人  
使用印鑑

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれかにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

# 契 約 書 (案)

(各県共通)

発注者 日本司法支援センター(以下「甲」という。)と請負者 ●●●●●(以下「乙」という。)は、以下のとおり平成30年度日本司法支援センター被災地出張所(別紙のとおり)自動車運行管理業務一式に係る契約を締結する。

## (目的)

第1条 乙は別添仕様書に基づく業務(以下「本業務」という。)を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

## (契約期間等)

第2条 契約期間は、以下のとおりとする。

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

## (契約金額)

第3条 契約金額は、別紙のとおりとする。

- 2 請負業務期間に1か月未満の端数が生じるときの当該期間の金額は、1台当たりの月額基本管理料の「1/当該月における行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除く日数」相当額を1日分として日割計算した金額とする。
- 3 時間外管理料及び休日管理料は別添仕様書別表のとおりとする。

## (保険契約)

第4条 乙は、管理車両及び代替車(以下「管理車両」という。)について、乙を契約者とする自動車保険(任意保険)契約を締結する。任意保険の保険金額は別添仕様書のとおりとする。

- 2 乙は、管理車両に係る自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗自動車(車両)の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。
- 3 甲は、乙が保険契約を締結している管理車両に係る自動車保険の対象となる対人、対物搭乗者及び自動車(車両)の、甲が当事者となる事故については、自賠責保険及び任意保険の範囲で、その損害に対する賠償責任を負うことができる。

## (検査)

第5条 甲が検査を行う者として定めた者は、乙の業務につき、毎月末に検査をし、検査の結果が不合格である場合には、必要な指示を与えることができる。

## (代金の請求等)

第6条 乙は、前条の検査が完了した場合に、第3条に定める金額を甲に請求する。ま



た、消費税等相当額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。

- 2 甲は、乙の適法な支払請求を受けたときから30日以内に当該金額を支払う。
- 3 消費税相当額は本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合には、当該消費税等相当額は変更される。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、前項に定める期間内に代金を支払わなかったときは、甲は、支払が遅れた日数につき年2.7パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

#### (善管注意義務)

第7条 乙は善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行し、車両管理場所、設備、備品等の維持管理に努め、火災、盗難、疫病の予防はもとより、その保全に万全の措置を講じ甲に損害を与えないよう努める。

- 2 乙は本業務遂行に当たって、甲より利用を認められた車両管理場所・設備等を最善の注意をもって使用・管理する。
- 3 乙は車両管理場所・設備等が毀損又は滅失したときは、甲の責に帰すべき場合を除き、直ちにこれを弁償し、或いはその補修費を負担する。
- 4 前各項の義務の履行に当たり、甲より指示を受けたときは、乙はその指示に従わなければならない。

#### (機密保持)

第8条 乙及び乙の業務従事者は、本業務の遂行に関して知り得た甲の業務上の機密並びに甲の従業員及び甲が指定した者の情報を秘密として取り扱い、本業務の目的にのみ使用し、第三者に開示・漏洩してはならない。本契約終了後、又は業務従事者が乙を退職した後においても同様とする。

#### (個人情報の保護)

第9条 乙は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第7条第2項の規定に基づき、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報に関し、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を複製しないこと。
- (3) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失等の事実が判明したときは、速やかに甲に報告するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずること。
- (4) この契約による業務を終了するときは、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な合理的な措置を講ずること。

#### (権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙のいずれかが本契約条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、又は本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、その相手方は何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲又は第三者に対して損害を被らせたときは、その損害を賠償する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

2 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないことによって契約が解除されたときは、乙は、契約予定額の100分の10の違約金を甲に支払わなければならない。

3 乙がこの契約の条項に違反し契約が解除されたことによって、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解約)

第13条 甲の都合により契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(再委託等)

第16条 乙は、本契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の一部を乙の責任において第三者に再委託できる。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

(契約保証金)

第17条 甲は、この契約に関する契約保証金の納付を免除する。ただし、この契約の締結までに要した一切の費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項及び条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定する。

(紛争の解決)

第19条 この契約に関し紛争が生じたときは、甲、乙は、その解決に向け、誠意をもって協議する。

本契約の証として本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印して、甲及び乙がそれぞれ1通を保持するものとする。

平成30年●●月●●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター  
理事長 板東久美子

乙

別紙(宮城県)

	出張所名	月額基本料	うち消費税及び 地方消費税相当額
1	南三陸出張所		
2	山元出張所		
3	東松島出張所		

別紙(福島県)

	出張所名	月額基本料	うち消費税及び 地方消費税相当額
1	二本松出張所		
2	ふたば出張所		

別紙(岩手県)

	出張所名	月額基本料	うち消費税及び 地方消費税相当額
1	大槌出張所		
2	気仙出張所		